

新潟県条例第80号

新潟県議会図書室設置条例の一部を改正する条例

新潟県議会図書室設置条例（昭和24年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第1条 新潟県議会（以下「 <u>議会</u> 」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第100条第19項</u> の規定により新潟県議会図書室（以下「 <u>図書室</u> 」という。）を設置する。	第1条 新潟県議会（以下 <u>議会</u> という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第100条第18項</u> の規定により新潟県議会図書室（以下 <u>図書室</u> という。）を設置する。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に定める日から施行する。